

特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の内容

1 目的

中心市街地活性化の推進に向けた取組として、中心市街地における都市機能の集積を図るため、本市の都市計画区域内の準工業地域に大規模集客施設の立地を制限するものです。

2 制限内容

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設	1 劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供するもので、寄席部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの 2 ナイトクラブ、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分（売場等のほか、通路、バックヤードを含み、駐車場を除く）の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの

3 対象地域

本市の都市計画区域のうち、準工業地域の全域。



